

## 廃棄物処理制度専門委員会報告書（案）

中央環境審議会循環型社会部会  
廃棄物処理制度専門委員会

### 1. 背景と経緯

我が国における廃棄物の適正処理を確保し、循環型社会を形成していくため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）においては、累次の改正により、排出事業者責任の徹底、廃棄物処理業許可・廃棄物処理施設設置許可制度の整備、最終処分場対策、有害な及び適正処理が困難である廃棄物への対策、不法投棄対策の徹底、排出抑制の徹底、再生利用の促進等を図ってきたところである。このような状況の中、平成 22 年に改正された廃棄物処理法が施行されてから 5 年が経過し、平成 22 年改正法の附則に基づき政府において施行状況について検討を加えることとされていることを踏まえ、中央環境審議会循環型社会部会に廃棄物処理制度専門委員会を設置し、総合的な検討を行うこととされた。

廃棄物処理制度専門委員会においては、まず施策の施行状況の点検を行い、これまでの適正処理対策に一定の効果があったものの、廃棄物処理の構造改革は未だ途上にあり、今後、より効果的に進めるためには、更なる適正処理の推進に向けた取組を検討する必要があること、また、健全な資源循環の推進に向けた取組については、個別リサイクル法に基づく取組と相まってこれまでの取組に一定の効果があったものの、より一層の推進に向け、更なる取組を検討すべきではないかとの評価を行った。さらに、廃棄物処理分野における地球温暖化対策の強化の取組についてもその重要性を確認した。これを受け、平成 28 年 9 月には、廃棄物処理政策において検討すべき論点の案を整理した。その後、廃棄物処理制度専門委員会において各論点について検討を行い、以下のとおり検討結果を取りまとめたものである。

### 2. 基本的視点

世界的な資源制約が顕在化しつつある昨今、資源の採取や廃棄に伴う環境への負荷を最小化する循環型社会を形成していく必要性が一層高まっている。また、適正処理による環境保全の確保を前提とした低炭素、自然共生との統合的達成の必要性も高まっている。他方で、今なお不適正処理は後を絶たず、排出事業者責任及び不適正処理業者の排除が全うされているとは言い難い。こうした状況の中で循環型社会への転換をより進めていくには、適正な循環の利用の徹底を図った上でなお循環の利用が行われないものについては適正

な処分が確保されなければならない。その際、世界最高水準の IT 利活用社会の実現に向けて、電子化の推進を図ることも重要である。さらに、今後、少子高齢化・人口減少社会が進むこと、廃棄物処理分野においても地球温暖化対策が重要であることに留意する必要がある。

このため、廃棄物処理制度について各論点を検討するに当たっては、次のような視点に立つて行うことが適当である。

## **(1) 適正処理の更なる推進**

### **① 排出事業者責任の徹底**

排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならず、この排出事業者責任の重要性がすべての事業者適切に認識されることが重要である。特に、産業廃棄物の処理に当たっては、排出事業者が廃棄物処理業者等へ委託して行う（以下「委託処理」という。）場合、排出事業者が最終処分まで含めてその一連の行程における処理が適正に行われることの責任を負うこととされており、この原則は産業廃棄物の確実かつ適正な処理の確保のために重要である。

### **② 処理業者による適正処理の確保に向けた仕組みづくり**

適正処理が確保されるためには、まずは不適正処理業者の排除を徹底していくとともに、処理状況の透明化をはじめとした取組により、適正に処理する業者が、不適正な処理を安価で行う者よりも優位に立つことができるようにすることが求められる。このため、産業廃棄物処理を委託する際には、より優良な処理業者が選ばれるよう排出事業者等の意識の醸成を一層図っていくとともに、適正に処理する業者が円滑に事業活動を行えるよう、不適正処理を招くことにならないよう配意しつつ、合理的な制度とする必要がある。

また、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の規制対象物質が新たに追加されてきている状況に鑑み、有害物質の情報提供や残留性有機汚染物質の制度的な位置づけを含めて、有害物質管理についても適正処理の推進を図るべきである。

### **③ 現場での機動的な対処を重視した仕組みづくり**

廃棄物の不適正処理の未然防止・拡大防止を図るため、行政処分の対象を拡大するなど、強化してきた規制の実効性を更に高めることにより、権限を有する地方自治体が可能な限り迅速かつ適切に対処できる仕組みとするとともに、産業廃棄物が全国的に移動し広域処理が行われていることに鑑み、法制度を統一的に運用していくことが求められる。

## (2) 健全な資源循環の推進

### ① 排出抑制・適正な循環的利用の推進

持続可能な社会の構築に当たっては、環境保全の確保を前提としつつ、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第7条の基本原則に従い、できる限り、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物となったものについては再使用、再生利用、熱回収の順に循環的な利用を行うことが重要である。

その際、経済状況の影響を受けて資源の価値が大幅に変動することもあることも踏まえ、有害物質を含む使用済物品への対策を含め、国内外の環境汚染の防止に十分対応できる制度とすべきである。

併せて、パリ協定の発効を受けて、世界は大きく脱炭素社会に向けて舵を切っており、日本は先頭に立ってこれをリードしていくことが必要であり、環境産業である廃棄物処理分野における地球温暖化対策への積極的な対応も重要である。

### ② 優良な循環産業の更なる育成と各種手続等の合理化

不適正処理業者の排除を徹底していくとともに、適正に処理する業者が、不適正処理業者よりも優位に立つよう、優良な循環産業の更なる育成や人材の育成を図ることが求められる。あわせて、生活環境保全上の支障を新たに生ずることがないなど、廃棄物処理法の目的に照らして問題がないと判断される場合には、廃棄物処理法に係る各種手続等の合理化を引き続き進めていくことが必要である。

### 3. 制度見直しの主な論点

#### (1) 産業廃棄物の処理状況の透明性の向上

##### ① 現状と課題

平成28年1月に発覚した食品廃棄物の不正転売事案を受けて環境省が策定した再発防止策には、食品廃棄物の排出から処理に至るフロー管理の強化の観点から、以下の対策が盛り込まれている。

- ・ 都道府県による事業者に対する監視体制の強化を通じた透明性と信頼性の強化（一定程度の抜き打ちの立ち入り検査、立入検査マニュアルの策定等）
- ・ 廃棄物処理業者による処理状況の積極的な公開（排出事業者による現地確認の積極的な受け入れとその際に参考となるチェックリストの整備、処理量等の処理状況に関する情報のインターネットを通じた積極的な情報公開）
- ・ 排出事業者責任に基づく必要な措置について改めて周知徹底を図るため、チェックリストを作成し、都道府県等から関係事業者に対してその活用を推進すること。具体的には、現地確認等による処理状況の確実な把握、マニフェストにおける最終処分の十分な確認や、処理委託時に適正な処理を行うために必要となる費用が処理料金において確保されているか、排出事業者においても確認した上で、適正な料金で委託する等の措置についてチェックリストを作成し、その適正な実施を要請すること。また、併せて、廃棄物の排出抑制に係る措置についても求めること。

##### (参考)

廃棄物処理法では、事業者が処理を委託する場合、委託基準に沿った適正な契約の締結(法第12条第5項)、マニフェストの交付や廃棄物が最終処分されるまでのフローにおける適正処理の確認(法第12条の3)、廃棄物の処理の状況を確認に努める等必要な措置を講ずること(法第12条第7項)等が規定されている。また、法第12条第7項の「廃棄物の処理が適正に行われていることを確認する方法」としては、施行通知において、産業廃棄物処理業者の事業の用に供する施設を実地に確認する方法が考えられることが記載されている。

## ② 見直しの方向性

再発防止策は、食品廃棄物に係る対策であるが、食品廃棄物以外の産業廃棄物についても、順次取組を広げていくことが考えられる。

特に中間処理業者が再生を行う場合、都道府県等の立入検査に加えて、排出事業者が、再生することにより得た物のフローを含めて再生利用が行われている状況を確認することは、不適正処理の未然防止の観点から極めて重要である。

このため、排出事業者が再生利用の状況も含めて最終処分が終了するまでの一連の処理の行程を確認するよう促すとともに、再生利用に関する情報(持出先に係る情報を含む。)を含め、優良産業廃棄物処理業者認定制度による処理状況に関する情報のインターネットを通じた公表又は情報提供について見直しを行うべきである。ただし、当該情報の他の事業者への提供や公開については、扱っている廃棄物の種類や処理業者の取引先である事業者の営業の秘密にも留意する必要がある。

あわせて、排出事業者による優良認定制度及びその公開情報の一層の活用を促進するため、インターネットを活用した情報公開について、利用者の利便性を向上する方策を検討すべきである。

また、排出事業者においても環境報告書などにおいて、こうした処理状況について適切に把握していることの公表を促していくことも重要である。

## (2) マニフェストの活用

### ア マニフェストの虚偽記載等の防止

#### ① 現状と課題

産業廃棄物処理業者が電子マニフェストシステム上で虚偽報告を行い、食品製造業者等から処分委託を受けた食品廃棄物を食品として売却した事案等、マニフェストの虚偽記載等が行われる事案が発生した。このため、紙・電子を問わずマニフェスト制度全体について課題の検討を行うとともに、不適正処理等の未然防止や不適正処理等が行われた場合の迅速な原因究明の観点から、マニフェストの虚偽記載等に対して一層の対策が必要である。

#### ② 見直しの方向性

具体的な対策としては、電子マニフェストシステム上での虚偽記載への対策を講じるため、電子マニフェストシステムへの不適正な登録・報告内容の疑いの検知や、関係業者への警告に資するよう同システムの改善を行う必要がある。更に、マニフェストの虚偽記載等を行った者が法第19条の5の規定に基づく措置命令の対象となりうることの周知や罰則強化(現状、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金)も含め、マニフェ

ストの虚偽記載等に対する抑止力をより高めるための方策を検討すべきである。

## イ 電子マニフェストの普及拡大

### ① 現状と課題

電子マニフェストは、排出事業者責任の徹底と適正処理の推進の観点から、透明性を向上させることで、不適正処理の未然防止や原因究明の迅速化等を図ることが期待できる。また、電子化を通じた事務の効率化・合理化等の観点から、排出事業者や産業廃棄物処理業者にとっては、廃棄物の処理状況を容易に確認できる、マニフェストの保管や交付等状況報告書の作成・提出が不要である等の事務処理の効率化や情報管理の合理化等、都道府県等にとっては、効果的な監視業務の実施、不適正事案への迅速な対応及びマニフェスト交付状況の集計作業の効率化等、国にとっては産業廃棄物の排出状況や処理状況を含む循環型社会構築に向けた基礎情報の把握等に大きな効力を発揮することが期待でき、その利用を強力に進めることが必要である。

また、将来的には、世界最高水準の IT 利活用社会の実現に向け、電子マニフェストと電子申請との連携等を含め、全てのマニフェスト情報及び許認可情報が電子化され、IT 技術の活用による効率的・効果的なシステムを構築することも期待される。

海外においても電子マニフェストは使用されており、韓国、台湾及びシンガポールで電子マニフェストが義務づけられている。

これまで平成 25 年 5 月に閣議決定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」において、電子マニフェストの普及率を平成 28 年度において 50%に拡大することが目標として掲げられ、同年 10 月には「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」に基づき、(1)排出事業者の加入促進、(2)行政機関の利用促進、(3)電子マニフェストの利便性向上のためのシステム改善、(4)普及促進策の充実等の取組が順次進められている。

これらの取組の結果、平成 28 年 10 月末現在での過去 1 年間における普及率は約 45%となっている。平成 28 年度末時点で 50%という目標の達成は厳しい状況にあるものの、平成 24 年度末（約 30%）から毎年約 4～5%ポイント上昇していることから、このまま推移すれば、平成 29 年度内には目標に到達する見通しである。

電子マニフェストの普及に当たっては、排出事業者・収集運搬業者・処分業者の 3 者が電子マニフェストに切り替えることで初めて機能すること、マニフェストの交付枚数の少ない排出事業者や小規模の処理業者にとっては、使用に係る料金に比較してメリットが小さいと捉えられ、導入が躊躇される傾向にあること等が課題である。

これまで少量排出事業者が加入しやすい料金体系への改善が図られた

ほか、収集運搬事業者等の利便性の向上を図るため、タブレット・スマートフォンに対応したシステムの開発が行われている。

## ② 見直しの方向性

電子マニフェストの意義と課題を踏まえると、マニフェストの使用頻度の多い排出事業者や特に厳格な管理が必要である特別管理産業廃棄物の管理にとって大きなメリットがあり、以下の通り、その導入を強力に進める必要がある。

引き続き、電子マニフェストの普及に関する目標を設定した上で、当該目標の実現へ向けた施策を計画的に推進することが必要である。

まずは、例えば、より適切な管理が求められる一定規模以上の特別管理産業廃棄物を排出する事業者に対し、マニフェスト制度の運用状況に係る総点検も踏まえつつ、電子マニフェストの使用の義務化を検討するとともに、特別管理産業廃棄物の処理を受託する産業廃棄物処理業者に対し、電子マニフェストの使用の義務化を検討すべきである。この際、施行までの十分な周知期間を確保することとし、電子マニフェストの使用が義務づけられる排出事業者と処理業者の利便性の一層の向上に努めるとともに、自然災害、システム障害、排出事業者・処理業者の人的要因等やむを得ず電子マニフェストが使用できない場合等の措置、電子情報組織への登録期限の見直しについて検討すべきである。ただし、善意の者が義務化初期に紙マニフェストを使用した場合にむやみに罰則がかからないよう留意が必要である。

さらに、排出事業者、産業廃棄物処理業者及び行政機関の電子マニフェスト加入促進のための各種取組を、引き続き進めるべきである。加えて、不適正処理への迅速な対応ができるよう、マニフェスト虚偽記載の防止に資するシステムの強化を検討するとともに、分かりやすい講習会の開催等の普及啓発や経済的負担の軽減等についても検討すべきである。

## (3) 廃棄物を排出する事業者の責任の徹底

### ① 現状と課題

排出事業者の責任において主体的に行うべき適正な処理事業者の選定や処理料金の確認・支払い等の根幹的業務が地方自治体の規制権限の及ばない第三者に委ねられることにより、排出事業者としての意識が希薄化することが懸念されており、これらの問題等について地方自治体や事業者等に対して周知徹底する必要がある。特に、地方自治体等の担当者や様々な排出事業者に対して、広く周知するよう留意する必要がある。

廃棄物の適正な処理を確保するために、排出事業者の廃棄物処理業者に対する不当に低い処理料金での委託の防止や処理料金の清算方法の適正化等の必要な対応を検討する必要がある。

## ② 見直しの方向性

排出事業者が、自らの責任で主体的に行うべき適正な処理事業者の選定や処理料金の確認・支払い等の根幹的業務を、規制権限の及ばない第三者に委ねることにより、排出事業者としての意識が希薄化し、適正処理の確保に支障を来すことのないよう、都道府県、市町村、排出事業者等に対して、排出事業者の責任の徹底について改めて周知を図るべきである。

廃棄物の適正処理確保の観点から、排出事業者は、廃棄物処理に関する法令等の趣旨や内容を適切に理解した上で、排出事業者責任を全うすることが重要である。このため、例えば、排出事業者等に対して、排出事業者責任の具体的な内容や留意事項、取組事例等をパンフレット等で周知するといった取組が必要である。

また、排出事業者に対し、不当に低い処理料金で委託した産業廃棄物が不適正処理された場合には、排出事業者が措置命令の対象となりえることや、建設廃棄物の排出事業者の一元化規定は、産業廃棄物の処理料金の支払いも排出事業者の責任の下で行うことを想定していることを周知することを始め、不当に低い処理料金での委託の防止や処理料金の支払い方法の適正化のための対策を講じるべきである。

## (4) 廃棄物の不適正な取扱いに対する対応の強化

### ア 許可の取消しに伴う措置

#### ① 現状と課題

現行の法第 19 条の 3 では、改善命令の対象を、廃棄物処理基準に適合しない保管、収集、運搬又は処分を行った排出事業者又は許可業者としており、許可を取り消された処理業者は対象としていない。

このため、当該基準に適合しない処理が行われた場合であっても、処理業者の許可を取り消した場合は、法第 19 条の 3 に基づく改善命令を行い、生活環境保全上の支障の発生を未然に防止することができない。その結果、現状では、処理基準違反があり、通常であれば許可取消しを行うようなケースであっても、改善命令の対象としようとする必要がある場合には、都道府県等は、許可の取消し等を行わず、許可事業者として改善命令を行って対応している。

#### ② 見直しの方向性

改善命令の対象とするために許可の取消しを行えないのは本末転倒であり、適正な管理の実施を確保するため、許可を取り消された者であっても、処理基準に従って廃棄物の保管をすることその他必要な命令の対象とするべきである。

## イ 処理困難通知

### ① 現状と課題

現行の法第 14 条第 13 項及び第 14 条の 4 第 13 項では、許可業者に対し、委託を受けている産業廃棄物の処理を行うことが困難である場合は、当該委託をした者に通知しなければならないこととしており、また、当該通知を受けた者は、速やかに処理の状況を把握するとともに、適正な措置を講じなければならないこととされているが、許可を取り消された処理業者には、通知の義務が課されていない。

このため、処理業者が当該通知をすることなく業の許可を取り消された場合、当該処理業者に処理の委託をしていた事業者は、必ずしも迅速に自らの産業廃棄物の処理の状況を把握し、適正な措置を講ずることができない。

### ② 見直しの方向性

排出事業者の迅速な処理状況の把握及び適正な措置の履行を担保するために、業の許可を取り消された者に対しても、処理困難通知を義務付けるべきである。

## (5) 廃棄物処理における有害物質管理の在り方

### ア 情報提供

#### ① 現状と課題

産業廃棄物の運搬、処分等の委託基準においては、委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な事項に関する情報（規則第 8 条の 4 の 2 第 6 号）を委託契約の中で処理業者に提供することとされている。当該事項について、排出事業者の参考となるよう、必要な廃棄物情報に関して具体化した項目を例示した WDS（廃棄物情報データシート）が、環境省が定めるガイドラインとして示されている。

利根川水系の浄水場においてホルムアルデヒドによる取水障害が発生した事案等、排出事業者から処理業者への情報伝達が十分でなく、適正な処理が行われなかったことが原因と強く推定される事案も発生しており、情報伝達の一層の推進が課題となっている。

#### ② 見直しの方向性

特に、危険・有害物質に関する関連法令で規制されている物質を含む廃棄物については、廃棄物の処理過程における事故の未然防止及び環境上適正な処理の確保の観点から、WDSにおいて具体化されている項目を踏まえつつ、より具体的な情報提供を義務付けるべきである。

この際、関連法令の既存制度において危険・有害物質の取扱いに関し

一定の義務が課せられていることを念頭に、これらと連携する形で、廃棄物処理法において情報提供を義務付ける排出事業者、対象となる危険・有害物質（必要に応じてその対象濃度等の詳細）、伝達すべき内容等を明確化して、実効性のある方策とすべきであり、そのための専門的な検討を進めていくべきである。

なお、廃棄物の適正な再生利用を担保するために必要な情報を含め、情報の伝達が適切になされるよう、これまでのWDSの運用実績も踏まえ、義務付け以外の上乗せの情報提供の方策も含めた検討を行うべきである。

さらに、必要に応じて、化学物質に関わる様々な関係者間による更なる情報伝達のあり方についての検討も行うべきである。廃棄物からの有害物質の曝露などの評価手法についての研究を進めていくことも重要である。

## イ 処理基準等

### ① 現状と課題

残留性汚染有機物質に関するストックホルム条約の規制対象物質であるPOPsを含有する廃棄物（以下「POPs廃棄物」という。）については、これまでPCBやダイオキシン類については特別措置法を制定することにより、PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）類等については技術的留意事項を取りまとめることにより、適正処理を推進してきた。また、一部のPOPs廃棄物については、分解実証試験の実施等により、通常の廃棄物処理能力を活用した処理ルートが確立されてきている。ただし、PCBとダイオキシン類以外のPOPs廃棄物については、制度的に位置付けられておらず、POPs廃棄物の一層の適正処理の推進のため、個々のPOPs廃棄物処理の現状や国際動向を踏まえ、POPs廃棄物処理の制度的なあり方について整理する必要がある。

また、今後加速度的に排出量が増加することが想定されている太陽電池モジュールは、鉛等の有害物質を含有することが想定されるが、必ずしも安定型5品目から除かれていることが明らかではない。

### ② 見直しの方向性

POPs廃棄物の一層の適正処理の推進のため、その処理ルートを制度的にも担保する観点から、排出実態や国際動向を踏まえつつ、POPsを高濃度に含有する汚染物等、一連の処理過程において特別な管理を要する性状のものについては、特別管理廃棄物に新たに指定すべきである。その他のPOPs廃棄物でも、POPsを含有する農薬や消火薬剤等、その対象が明確であるものについては、POPs条約が求める適正な分解処理を制度的に担保するため、例えば「POPs含有産業廃棄物」

と定義して、上乘せの処理基準を規定すべきである。

一方、P O P s が難燃剤として使用されている廃プラスチック等、P O P s の含有有無の判別が一見して困難であるものについては、関係業界と連携した取組を推進しつつ、今後の国際的動向等を踏まえ、引き続き、制度的な対応の在り方を検討していくべきである。具体的な対象物質や処理基準等について、引き続き、専門的な検討を進めていくべきである。特に、廃棄物焼却施設の維持管理基準については、これまでに講じられてきたダイオキシン類対策やそれによって得られた知見も活用しつつ検討するべきである。

なお、廃棄物処理制度における有害物質管理のあり方についても、特別管理廃棄物制度や情報伝達のあり方を含め、今後、専門的な検討を進めていくべきである。

また、太陽電池モジュールについては鉛等の有害物質を含有する可能性のあることから、安定型5品目から除外し、原則として管理型処分場で最終処分するべきである。加えて、太陽電池モジュールの自主的な回収・適正処理・リサイクルスキームの運用状況や欧州の動向等を踏まえながら、リサイクルを促進・円滑化するための制度的支援や必要に応じて義務的リサイクル制度の活用を検討すべきである。

## (6) 廃棄物の適正処理の更なる推進に関するその他の論点

### ア 適正な処理が困難な廃棄物の処理

#### ① 現状と課題

市町村において適正な処理が困難とされている廃棄物（農薬・薬品類、スプレー缶・カセットボンベ等）については、市町村から処理が可能な処理業者への委託、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例等の既存制度の活用が考えられる。

#### ② 見直しの方向性

既存制度の周知に加え、市町村の取組状況の把握を行うとともに、拡大生産者責任の観点も踏まえつつ、製造事業者等と市町村等が、具体的な事例に即して課題の共有や取組方策の検討を行うなど、適正・円滑な処理を確保する観点から連携・協力していくことが必要であり、そのための方策を検討するべきである。

### イ 建築物の解体時等における残置物

#### ① 現状と課題

建築物の解体時等における残置物については、建築物の解体に伴い生じた廃棄物の収集及び運搬又は処分を行う者にその処理を依頼する事例等が見受けられる。

## ② 見直しの方向性

地方自治体、一般廃棄物処理業者、建設業者等の関係者の連携により円滑な処理が行われている事例があることから、これらの取組事例を含め、残置物の取扱いについて、地方自治体、処理業者、排出事業者等に周知していくべきである。

## ウ 廃棄物処理施設設置許可等

### ① 現状と課題

近年、産業廃棄物を処理する施設のうち、廃棄物処理法施行令（昭和46年9月23日政令第300号）第7条各号に規定されておらず、その設置に際し許可を要しない施設についても、当該施設の立地や操業等に関して地域住民等に不安を与える事例が散見される。

また、移動式がれき類等破碎施設については、廃棄物処理法施行令附則（平成12年11月29日政令第493号）において、経過措置として「当分の間、移動式がれき類等破碎施設を設置しようとする者（事業者に限る。）は、廃棄物処理法第15条第1項の許可を受けることを要しない。」とされているが、その扱いについて慎重に検討する必要がある。

更に、今後も廃止後の最終処分場跡地において土地の形質変更が行われる事例が想定されることから、その跡地利用の状況等について把握をしていく必要がある。

### ② 見直しの方向性

生活環境保全上の支障を防止し、廃棄物の適正な処理を推進する観点から、産業廃棄物処理施設における処理の実態及び施設設置許可の及ぼす影響について実態を把握し、事業者が設置する移動式がれき類等破碎施設の取り扱いを含め、廃棄物処理施設設置許可を必要とする施設の範囲について検討を進めるべきである。あわせて、最終処分場の跡地利用の状況等に関する実態の把握等も行うべきである。

## (7) 廃棄物等の越境移動の適正化に向けた取組及び廃棄物等の健全な再生利用・排出抑制等の推進に向けた取組

### ア 有害特性を有する使用済物品の健全な再生利用の推進

#### ① 現状と課題

内部に有害物質が含まれた使用済電気電子機器等は、不適正な取扱いを受けると生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがある物であるが、近年、このような使用済電気電子機器等が雑多な物と混ぜられた金属スクラップ（以下「雑品スクラップ」という。）などの形で、廃棄物処理法及びバーゼル法に基づく輸出時の規制を事実上ほとんど受けず、輸出先でどのような取扱いを受けるか不明な状態で輸出されている。

水際規制を受けずに輸出された使用済電気電子機器等が輸出先で十分な技術を持たない者によってリサイクルされることにより、現地での人の健康や環境に悪影響を及ぼすことが懸念されている。

また、雑品スクラップを積載した船舶や保管中のスクラップヤードにおいて、火災が発生し、港湾周辺等の生活環境や経済活動に影響を及ぼす事例も発生している。さらに、スクラップヤードでの保管や破砕等の際して使用済電気電子機器等に含まれる有害物質が周辺に飛散するなど生活環境への悪影響が生じることも懸念される。

使用済電気電子機器等については、リユースに適さない物は、「特定家庭用機器再商品化法」（平成 10 年法律第 97 号）、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（平成 24 年法律第 57 号）等に基づく適正処理が確保されたリサイクルルートを整備することにより、適正な資源循環の実現を目指してきたところであるが、当該ルートを外れ雑品スクラップ等として輸出に至る事例もある。このような事例では、有害物質を適正に管理するためのコストが十分に内部化されておらず、国内の適正処理を行っている事業者との間で、競争上の不公平が生じていることが懸念される。

環境省は、平成 24 年 3 月に使用済家電製品の廃棄物該当性を明確化するための通知（いわゆる「3.19 通知」）を発出し、リユースに適さない又はその目的に適さない粗雑な取扱いがなされている場合等には、無料で引き取られ、又は買い取られたものであっても、廃棄物に該当すると判断して差しつかえないこと等を地方自治体に助言している。

しかしながら、地方自治体からは、3.19 通知だけでは有償取引されている物品及びその取扱いを廃棄物処理法で取り締まりを行うことは困難であるとの指摘がある。こうした状況を受け、例えば鳥取県では、平成 27 年 12 月に独自の条例を制定し、特定の使用済物品等を保管する施設に対する届出制度や保管基準を導入している。

本年 4 月に取りまとめた「廃棄物等の越境移動等の適正化に関する検討会」報告書の中では、生活環境の保全上の支障が生ずることのないようにするため、「インフォーマルセクターで取り扱われることで国内外での環境汚染が懸念されることから、水際のみならず、上流まで遡って、国内での排出から収集、運搬、保管、その後の輸出から相手国におけるリサイクルに至るまでの一連の取扱いを環境上適正に管理し、有害廃棄物等の不適正な越境移動を防止するための方策を検討すべきである」とされたところである。

## ② 見直しの方向性

使用済電気電子機器等が、製品としての再使用が行われず、破砕等されたもの（雑品スクラップがこれに該当）については、ぞんざいに取り扱

れることにより、その内部に含まれる有害物質が飛散、流出する等のおそれがあり、生活環境の保全上の支障が生じさせる可能性があることから、適正な管理下に置く必要があるものと考えられる。スクラップヤードにはある程度広域的な範囲から物品が持ち込まれている実態があること、使用済電気電子機器等に起因すると考えられる火災が発生していることや保管、処分等に際して有害物質が周辺に飛散するなどの環境影響の懸念が生じていることを踏まえ、そのような生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有する物の保管や処分をしようとする者について、都道府県等の行政機関の登録を受けるなど、都道府県等による一定の規制にかからしめるべきである。

また、その保管や処分等に関して、飛散・流出を防止する等の処理基準の遵守を求めることができるようにすることで、生活環境への悪影響を防止することができるようにすべきである。さらに、処理基準の遵守状況を確認し、及び遵守を徹底するため、都道府県等の行政機関が報告徴収、立入検査や処理基準の違反等があった場合における必要な措置を行うことができるようにすべきである。

こうした措置を講じるに当たっては、適正処理が確保されたりサイクルルートでの使用済電気電子機器等の資源循環を促すという視点が重要であるところ、家電リサイクル法に基づき再商品化等を実施する施設や小型家電リサイクル法に基づく認定事業者の処理施設での取扱い等、法令に基づき環境保全上の措置が講じられ、又は環境汚染のおそれがないと考えられる場合には二重規制とならないよう留意をすべきである。

あわせて、スクラップヤード業者について、一般廃棄物の取扱いの疑いやバーゼル法に基づく輸出等にも関係する場合は、適宜、都道府県等と市町村や国の行政機関が連携することが期待される。

なお、雑品スクラップの輸出に対する規制については、別途進められているバーゼル法の見直しに係る検討の場において、並行して他法令においても輸出までの対応について十分な検討を行うべきとの意見があったことを踏まえつつ、環境上不適正な輸出を防ぐための対策を総合的に進めていくべきである。

## イ バーゼル法との二重手続の改善

### ① 現状と課題

廃棄物等を輸出しようとする者が、その輸出に当たって廃棄物処理法に基づく手続が必要かどうかを判断することが困難な事例があることから、その改善が求められている。また、廃棄物処理法に基づく環境大臣の輸出確認とバーゼル法に基づく環境大臣の輸出確認との間で審査内容等の重複が生じており、その改善が求められている。

さらに、バーゼル条約の規定に違反して我が国に廃棄物が不法に輸入

された場合には、同条約に基づいて輸出国に当該廃棄物を返送することが認められているが、現行法では、このような場合であっても通常の廃棄物と同様に環境大臣の輸出確認を行う必要があるため、返送が円滑に行えないという問題も存在する。

## ② 見直しの方向性

事業者負担を軽減するため、輸出に際して廃棄物処理法に基づく手続の可否を迅速に判断することができるようにするとともに、廃棄物処理法に基づく輸出確認とバーゼル法に基づく輸出確認との間で重複が生じていることを踏まえ、これらの確認に関する審査を簡素化するなど必要な措置を講ずるべきである。

また、バーゼル条約の規定に違反して我が国に廃棄物が不法に輸入された場合には、同条約に基づいて輸出国に当該廃棄物を返送することができるように必要な措置を講ずるべきである。

## (8) 優良な循環産業の更なる育成

### ① 現状と課題

優良産廃処理業者認定制度は、遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組、電子マニフェスト、財務体質の健全性等の点において通常の許可基準よりも厳格な基準に適合する優良な産業廃棄物処理業者に優遇措置を付与するとともに、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすい環境を整備することで、産業廃棄物処理業全体の優良化を図り、産業廃棄物の適正処理を積極的に推進する観点から、平成 22 年改正において創設された。平成 23 年 4 月の施行から平成 28 年 9 月末までに 7,670 件（業者数としては 1,050 者）の認定を行っており、その認定数は着実に増加しているが、その認定の数と質の両面の向上が必要である。

また、廃棄物処理に関する優良な人材育成に向けた取組をより推進するための措置が必要である。

### ② 見直しの方向性

優良産廃処理業者認定制度の目的である産業廃棄物の適正処理の積極的な推進のため、優良認定を受けた処理業者が当該認定の要件に適合しない事態に至った場合には、都道府県等による事実確認等を通じ、その事実を把握するとともに、その事実を排出事業者、都道府県間等で共有するなどの措置を講ずることにより、認定業者の信頼性の向上を図る等の必要な検討を行うべきである。加えて、優良認定を受けた処理業者が排出事業者により選択されるようにする観点から、認定要件に再生利用に関する情報（持出先に係る情報を含む。）を含む、処理状況に関する情報のインターネットを通じた公表又は情報提供の追加を検討するとともに財務要件の見

直しを行うべきである。特に、情報提供等の内容については、個社の取引情報について留意すべきとの指摘がある一方で、透明性を確保することが排出事業者から選ばれるためにも重要であるとの指摘もあり、その内容について、さらに具体的な検討を進めていく必要がある。

また、認定基準の見直し・強化と併せて、優良認定を受けた処理業者に対する優遇措置について検討すべきである。加えて、業種等に応じた排出事業者の情報ニーズにきめ細かく対応し、排出事業者による優良産業廃棄物処理業者の優先的な選択を一層推進するため、国、産業廃棄物処理業界、事業者団体等の関係者が連携した自主的な取組として、認定要件を上回る積極的な情報公開を促進するための方策を検討すべきである。

更に、廃棄物処理業界が地域も含め広く社会からの信頼を得て、廃棄物の適正処理に貢献し、健全な発展を遂げる観点から、廃棄物処理業者、地方自治体職員、プラントメーカー、研究者等を含め、廃棄物処理に関する優良な人材育成に向けた取組をより推進することが必要である。特に、産業廃棄物処理業における人材育成の方策について、業界団体等によるより実効的な研修や講習の実施等、職員の能力・知識の向上を一層推進するための取組について必要な検討を行っていくべきである。

## (9) 廃棄物等の健全な再生利用・排出抑制等の推進に向けた取組

### ア 再生利用指定制度等の更なる活用

#### ① 現状と課題

建築物等インフラが更新時期を迎えており、コンクリート塊や建設汚泥等の発生量の増大が見込まれていることに加え、建設汚泥については、平成29年4月から海洋投入処分の扱いが厳格化されることから、その再生利用をより一層推進し、併せて都道府県間の越境も含めた広域的な流通を実現することが必要となっているとの指摘がある。

一方で、例えば建設汚泥処理物等については、土地造成や土壌改良に用いる建設資材と称して不法投棄され、また、「土砂」と偽装されて残土処分場等に持ち込まれる等の不適正処理のおそれがある。

#### ② 見直しの方向性

##### (ア) 再生利用認定制度及び再生利用指定制度の活用

不適正処理を防止しつつ広域的な流通を実現するため、現行の再生利用認定制度の活用の検討や再生利用指定制度の周知を行う。

また、関係者による建設汚泥等の有用活用や広域利用に係る検討結果を踏まえつつ、複数の都道府県等にわたって広域的な流通を行う場合、関係する都道府県等間での連携を図ることが重要であるので、モデル事業の実施等の必要な措置を講ずるべきである。

##### (イ) グリーン購入等の措置

併せて、3Rの推進の観点から、これらの再生資材や広域認定によりリサイクル体制ができている製品の調達について、国等による積極的な情報提供や、国や地方自治体等におけるグリーン購入等を促すための措置を検討するべきである。

## イ 資源効率性の向上に向けた対応

### ① 現状と課題

将来に向けて資源効率性の向上を図る観点から、今後排出量の増加が見込まれるものについての対応を検討することが重要である。

### ② 見直しの方向性

使用済太陽光パネル等について、資源の有効利用及び最終処分場の残余容量の逼迫の回避等の観点から、引き続き、3Rの高度化についての検討を行うべきである。

加えて、3Rの推進の観点から、廃棄物処理における「選別」の位置づけについて、選別と称した不適正処理が行われないよう留意しつつ、検討するべきである。

さらに、リサイクルや処理しやすい製品作り等についても、国際動向やその処理実態等を踏まえ、検討を進めていくべきである。

この他、再生利用認定制度及び広域認定制度についても、監督体制の徹底等の措置を図りながら、再生利用の適正な広域化を促進する観点から、その見直しを検討するべきである。

## (10) 廃棄物処理分野における地球温暖化対策の強化

### ① 現状と課題

脱炭素社会に向け、中長期に、温室効果ガスを大幅削減するとともに、我が国経済を活性化し、廃棄物処理産業の国際競争力を高めていく上で、廃棄物分野における優れた低炭素技術を開発・普及していく必要がある。

具体的には、平成27年12月に採択された「パリ協定」を受けて、平成28年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」に基づき、廃棄物処理分野における地球温暖化対策も一層強化していく必要がある。

これまで、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の基本原則に基づき、廃棄物の3R（発生抑制、再使用、再生利用）を優先的に進め、それでもなお残る廃棄物については、熱回収が推進されてきた。平成22年改正において熱回収施設設置者認定制度が創設されたが、認定を受けているのは一部の事業者にとどまっている。

### ② 見直しの方向性

我が国の循環利用率(循環利用量／(循環利用量+天然資源等投入量))

は16.1%（平成25年）に留まっており国内で発生する廃棄物に対するリサイクル・リユースのポテンシャルも高く、低炭素型の3R技術の必要性が増している。これを踏まえて、更なる低炭素型の3R技術の社会実装に向けた実証や導入促進の拡大等の必要な方策を検討するべきである。

また、廃棄物の処理においては、平成28年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」を踏まえ、今後の「循環型社会形成推進基本計画」の見直しの検討も踏まえつつ、引き続き3Rを優先的に進め、なお残る廃棄物については熱回収を推進していく必要がある。

一般廃棄物処理分野については、ごみ焼却施設での廃熱利用がされていない施設もある一方、焼却施設を中心とする地域の廃棄物エネルギー利用のポテンシャルは高く、災害時を含めた自立・分散型のエネルギー拠点としての役割が期待できる。当該廃熱利用の更なる拡大のために必要な方策を検討するべきである。

また、産業廃棄物処理分野における低炭素化についても、高効率な熱回収施設等の整備に加え、収集運搬車の低炭素化等についての措置等、必要な方策を検討するべきである。特に、今後更新時期を迎える産業廃棄物焼却施設においては高効率な熱回収施設を設置するなど、徹底的なエネルギーの利活用について、検討を深めていく必要がある。

## （11）廃棄物処理法に基づく各種規制措置等の見直し

### ア 親子会社間における自ら処理の拡大

#### ① 現状と課題

近年、企業経営の効率化の観点から分社化等が行われることが増加している。排出事業者として、産業廃棄物処理業の許可なく「自ら処理」ができる範囲は、法人単位であるため、分社化等により、従前行うことができた「自ら処理」ができなくなる事態が発生している。

分社化等の後は、排出実態が変わらないにもかかわらず、産業廃棄物処理業の許可を取得するか、産業廃棄物処理業の許可を受けた処理業者に委託しなければならないこととなっている。

#### ② 見直しの方向性

親会社の子会社に対する十分な支配力を有しており、子会社があたかも親会社の一部門のような関係にある等の一定の要件に適合する場合には、特例的に親会社と子会社を一体のものとして取り扱うための措置を検討する。

また、親会社と子会社を一体のものとして取り扱う場合には、環境上適正な産業廃棄物の処理を推進する観点から、当該親子会社間における排出事業者責任を共有することや、親子会社内外の廃棄物について明確化すること、親子会社に関する廃棄物のみを扱う場合に限ること、当該

状況が継続していることを定期的に確認すること等の措置が必要である。

## イ 許可申請等の負担軽減や合理化

### ① 現状と課題

電子申請の活用については、より便利で利用者負担の少ない行政サービスを提供するという観点が重要であると同時に、行政運営の効率化の観点も踏まえて対応することが重要である。例えば、単なる事実関係報告など、電子申請になじみやすい手続がある一方で、申請者と行政が事前相談を重ねながら申請書を作成するような手続では、電子申請によることがかえって非効率となる場合もある等、こうした点についても留意しつつ、進めていくことが重要である。

### ② 見直しの方向性

国においても広域認定制度や再生利用認定制度など、可能なものから電子化等による手続の合理化を進めていくとともに、都道府県等及び申請者側の双方において効率的で効果的な対応が可能な手続から段階的に進めることも含め、国から都道府県等への働きかけを行うべきである。

また、将来の世界最高水準のIT利活用社会の実現に向け、電子Manifestoと電子申請との連携等により、全てのManifesto情報及び許可情報が電子化された、届出等の合理化を含む、IT技術の活用による効率的・効果的なシステムの構築に向けて、「循環型社会形成推進基本計画」の見直しの検討も踏まえつつ、そのあり方についても検討していくべきである。

併せて、地域の実情に応じた都道府県等の適正な審査の質等を確保しつつ、事業者の事務を軽減する観点から、一部の産業廃棄物収集運搬業の許可申請書類及び許可申請書添付書類の様式や、産業廃棄物管理票交付等状況報告書についても、様式の統一を進め、当該様式について周知をしていくべきである。

加えて、施設の更新許可の申請に係る事務処理について、環境負荷が低減する場合の手続の簡素化を検討するとともに、更新許可手続が事業者の円滑な事業の促進を阻害することのないように必要な措置を検討していくべきである。

## ウ 欠格要件

### ① 現状と課題

欠格要件は、法に従った適正な業の遂行を期待し得ない者を類型化して排除することを趣旨とするものであるが、業務とは関係のない法律違反によって、法人役員が廃棄物処理法の欠格要件に該当するに至った場合に、当該法人も一律に欠格要件に該当するのは厳しすぎるのではないかとい

う指摘や、廃棄物処理法に定める「法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者」の該当性を明確化するべきではないかとの指摘がある。

## ② 見直しの方向性

これらの指摘も踏まえつつ、欠格要件の在り方について、引き続き慎重に専門的な検討を行う。

## (12) 地方自治体の運用

### ① 現状と課題

廃棄物の効率的な処理の推進という観点から、都道府県等が独自に行っている流入規制について、その背景と実態を把握した上で、廃棄物の円滑で適正な処理を阻害するおそれがあることを通知等により周知するなど、必要な措置を講じる必要がある。

また、実質的な住民同意についても、その実態を把握した上で、廃棄物の円滑で適正な処理を阻害するおそれがあることを通知等により周知するなど、必要な措置を講じる必要がある。

産業廃棄物処理に関しては、品目に係る判断等、廃棄物処理法の運用が都道府県等ごとに異なる事項については、適正処理の担保にも留意をしつつ、廃棄物処理業者等の負担の軽減を図るべきではないかとの指摘があった。

また、消費者や市民による廃棄物処理への理解を促進することも重要である。

### ② 見直しの方向性

こうした課題に対応するため、国、都道府県等、排出事業者、産業廃棄物処理業者、消費者・市民等の関係者による意見交換等の場の設定等、必要に応じた改善が可能になるよう、意見交換の場のあり方、意見交換のテーマやその参加者も含め検討するべきである。